

さが農林漁業働く環境サポート補助金にかかるQ&A

令和7年5月22日

佐賀県農業会議

質 問		回 答	
Q1	「さが農林漁業働く環境サポート補助金」の目的は何ですか	A1	補助金交付要綱 第1条 を参照してください。
Q2	補助の対象者は、どのような方ですか	A2	補助金交付要綱 第3条及び別表第1（第3条関係）の補助対象者を参照してください。
Q3	農林水産物を集荷するだけの業者は対象になりますか	A3	対象者は、佐賀県内で農林漁業を営む経営体となっていますので、単なる集荷するだけの経営体は対象になりません。
Q4	該当する事業者であって、対象にならない事業者はありますか	A4	公募要領 2 補助対象者の（2）に該当する者
Q5	補助の要件を教えてください	A5	補助金交付要綱 第3条及び別表第1（第3条関係）の要件、公募要領 3 補助要件、補助率及び補助金額を参照してください。
Q6	提出期間を教えてください	A6	公募要領 8 応募手続き等の概要（1）を参照してください。
Q7	一次募集後に追加募集はありますか	A7	公募要領 8 応募手続き等の概要（1）を参照してください。
Q8	提出期限において、郵送の場合、消印有効ですか	A8	公募要領 8 応募手続き等の概要（2）を参照してください。
Q9	補助対象に消費税等は含みますか	A9	補助対象に消費税等は含みません。
Q10	補助率はどれくらいですか	A10	補助金交付要綱 第3条及び別表第1（第3条関係）の要件、公募要領 3 補助要件、補助率及び補助金額を参照してください。

質 問		回 答	
Q11	補助金の上下限額はありますか	A11	補助金交付要綱 第3条及び別表第1（第3条関係）の要件、公募要領 3 補助要件、補助率及び補助金額を参照してください。
Q12	総事業費の下限を教えてください	A12	補助率が3分の2以内となっていますので、総事業の下限は45万円以上になります。
Q13	事業の対象になった経費については、補助金受領後に支払ってもよいのですか	A13	事業の対象経費については、事前に総額支払っていただき、書類や通帳等で支払い完了の確認後に補助金を支給する形となります。
Q14	振り込み手数料、支払い手数料や送料は対象になりますか	A14	補助対象外になります。
Q15	クレジットカードで支払った場合、経費の支払いを行ったタイミングはいつになりますか	A15	クレジットカードで支払われた場合、口座からの引き落としをもって「支払い完了」とみなしますので、12月31日以降に口座から引き落とされた経費については対象外となります。
Q16	クレジットカード等のポイントで支払うことは可能ですか。また、支払われた額に対するポイントの付加は可能ですか	A16	ポイントを使用して一部または全額支払われた場合、値引きと同等扱いとなり補助対象経費から除外となります。また、支払われた金額にポイントの付加はしないでください。
Q17	交付申請前に導入した施設、設備、機器等は対象になりますか	A17	交付申請前に導入した施設、設備、機器等については対象になりません。
Q18	総事業費の全額を事前に支払う必要がありますが、自己資金を持ち合わせていない場合はどのようにすればいいのですか	A18	自己資金を持ち合わせていない場合は、申請者が銀行等の金融機関から借入れをお願いいたします。
Q19	補助対象の区分はどのようなものがありますか	A19	補助金交付要綱別表第2「補助事業の対象と認められる経費」及び公募要領6「補助対象事業」を参照ください。
Q20	取り組み事例は、どのような事例を想定されていますか	A20	公募要領6「補助対象事業」の取組例を参照してください。

質 問		回 答	
Q21	補助事業の対象として認められない経費はどのようなものがあるのか	A21	補助金交付要綱別表第3「補助事業の対象として認められない経費」及び公募要領12(2)③を参照ください
Q22	常時使用する従業員とは、どのような者を指すのか教えてください	A22	補助金交付要綱 第2条を参照してください。
Q23	雇用の実態又は計画が確認できるとは	A23	雇用契約書や雇用通知書によって確認します。 また、給与支払い実態も確認いたします。
Q24	雇用予定している場合、いつまでに雇用すればいいでしょうか	A24	補助金交付要綱別表第1(第3条関係)の要件及び公募要領 3 補助要件、補助率及び補助金額を参照してください。
Q25	補助事業の実施期間は、いつまでですか	A25	交付決定の日から令和7年12月31日までです。令和7年12月31日までに施設・設備等の施工を完了するとともに支払いまで終わらせてください。
Q26	他法令との関連はどのようにになりますか	A26	農林水産業に関する法令の順守は同然ながら、他の法令も順守する必要があります。例えば、建物を建設する場合、建築基準法を順守するとともに建築基準の許可等を竣工日までに終わらせる必要があります。
Q27	採択については、申し込み順になりますか	A27	申し込み順ではありません。交付申請書等の書類を確認後、審査会を経て採択を決定いたします。
Q28	審査結果はどのように通知されますか	A28	申請者全員に採択・不採択の結果を事務局から通知するとともに、佐賀県農業会議のホームページにおいて公開いたします
Q29	事業内容の変更により、補助金の増額はできますか	A29	補助金交付要綱第11条(2)のとおり補助事業に要する経費配分や事業内容変更の場合は、承認を受ければ可能ですが、交付決定時の補助金額を超えての交付はできません。
Q30	補助対象となる経費はいくら以上からになりますか	A30	補助対象となる経費は見積金額が10万円(税抜)以上のものに限りです。少額の経費については、複数を同一業者にまとめて発注することを前提に見積りを依頼し、見積の合計金額が10万円(税抜)以上となるようにしてください。見積金額の合計が10万円(税抜)に満たない場合は、補助対象経費となりません。例えば、12万円のエアコンを4台購入した場合、12万円×4台＝48万円となり、補助対象となる下限の事業費が45万円以上となっています。この場合、事業の対象となります。

質 問		回 答	
Q31	申請する書類についてを教えてください。	A31	補助金交付要綱 様式第1号及び添付資料を参照に提出してください。
Q32	申請する書類（補助金交付要綱 様式第1号）及び添付資料の中で、雇用の実態又は計画が確認できる書類とは、具体的にどのようなものですか	A32	具体的には、雇用契約書や雇用通知書と考えてください。申告書の中での専従者給与では、確認ができないので、第三者が見て確認できる書類を添付してください。
Q33	提出した申請書等の書類は返却していただけるのですか	A33	提出書類等の返却はしませんので、申請者側でコピーを取るなど控えを保管してください
Q34	事業が不採択や交付取り消しになる場合は、どのような場合ですか	A34	補助金交付要綱 第16条及び公募要領6を参照してください。
Q35	「さが農林漁業働く環境サポート補助金」は、会計検査対象になりますか	A35	補助金の原資は、国からの交付金を活用していますので、会計検査の対象になります。このため、財産管理台帳の作成や必要な書類の整保管について、適正な対応をお願いします。
Q36	賃貸している施設に空調施設等を整備する場合、対象になりますか	A36	賃貸している施設についても対象になりますが、賃貸借契約書の写し又は貸主の承諾書（任意様式）を提出してください。
Q37	財産処分制限期間内に処分する場合は、どのようにになりますか。	A37	交付要綱第18条（財産の処分の制限）を参照ください。 なお、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準の別表1のとおり、補助金返還の対象になる可能性があります。 賃貸物件に施工を行った場合は、賃貸契約の解除等により補助金返還の対象になる可能性がありますので、交付申請前に貸主の承諾を得てください。

質 問		回 答	
Q38 (0512 追記)	さが農林漁業働く環境サポート補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表第1に示されている補助対象者のうち、これからハウス等施設を新規で建設する新規就農者も対象となりますか	A38	ハウス等施設の建設が確実と認められる場合（ハウス等施設の補助事業の計画が承認されている等）に限り、対象となります。 しかしながら、本補助金の交付決定後においても、ハウス等施設の建設が確実でないと判断された場合（本補助金の実施期間内に建設工事に係る契約が締結されていない等）は、交付要綱第9条1項（5）の規定に基づき、補助金の交付決定を取り消すことがあります。 なお、本補助金に係る契約行為はハウス等施設の建設工事とは別に行うとともに、本補助金に係る着工はハウス等施設工事の着工以降としてください。その際、本補助金で導入する施設・設備等がハウス等施設工事の支障とならないようにするとともに、工事期間中にハウス等施設工事のために使用されるなど他の用途への使用が発生しないようその取扱いを明確に区分してください。
Q39 (0521 追記)	さが農林漁業働く環境サポート補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表第1に示されている要件の中で、常時使用する従業員が2名以上とあるが、作業委託をしている従業員も該当しますか	A39	必要な提出書類の中に、雇用契約書又は雇用通知書の写しが必要になるため、作業委託による使用は該当しない。
Q40 (0521 追記)	さが農林漁業働く環境サポート補助金申請を行う場合、請け負う業者やコンサル等に申請書の作成を依頼してもいいでしょうか	A40	補助金申請については、行政書士等の資格を有する方に作成依頼することは可能ですが、資格を有しない方が作成依頼を受けるのはできません。 作成依頼料については自己負担になります。事業費の中に作成依頼料が含まれている場合は、補助対象外になります。
Q41 (0521 追記)	事業費額を確認する資料として見積書等を添付する必要がありますが、有効期限は必要ですか	A41	事業実施については、採択後、事業を着手となりますので、事業を実施する時期に事業を行う金額として、有効期限等の記載が必要になります。